

目 次

はじめに	1
1 景観計画ガイドラインの目的.....	1
景観計画に基づく届出	1
1 届出対象行為について	1
2 届出の流れについて	4
景観形成基準	5
1 景観形成基準について	5
2 ゾーン区分について	11
3 色彩について	11
4 景観形成基準の解説について	19

はじめに

1 景観計画ガイドラインの目的

本市では、先人から守り育ててきた良好な景観を次世代に継承しつつ、景観資源を活かした魅力あるまちづくりを推進していくため、その指針として「真岡市景観計画」を策定しています。

この計画では、本市における景観まちづくりに関する方針や届出対象行為、景観形成基準等を定めていますが、ガイドラインは、景観形成基準をわかりやすく解説するとともに、計画の運用等の指針とすることを目的に作成しました。

景観計画に基づく届出

1 届出対象行為について

真岡市景観計画の区域内で、次頁で示す一定の行為を行おうとする場合には景観法に基づく「届出」が必要となります。

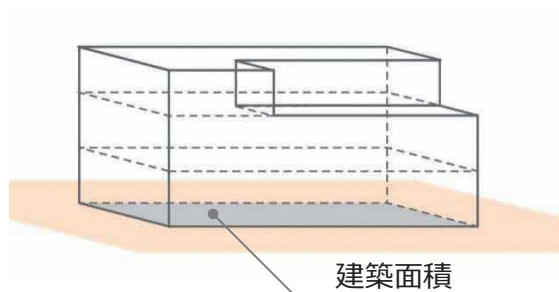
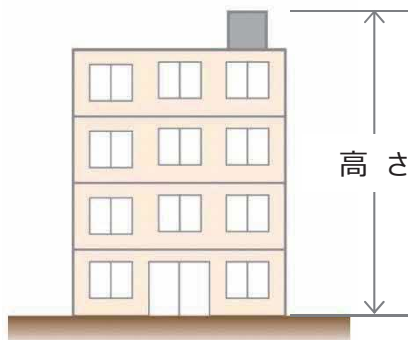
なお、一定規模以上の大規模行為については、景観法に基づく届出の 30 日前までに事前協議を開始するものとします。

【 届出対象行為 】

行為の種類		届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備 考
(1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 [景観法第 16 条第 1 項]		高さ 10m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	高さ 13m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	特定届出対象行為 [景観法第 17 条第 1 項]
(2)工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 [景観法第 16 条第 2 項]	①さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等	高さ 3mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの	特定届出対象行為 [景観法第 17 条第 1 項]
	②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等	高さ 10mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの	
	⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 15mを超えるもの	高さ 20mを超えるもの	
	⑨観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ 10m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	高さ 15m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	
	⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ 2mを超えるもの又は区域面積 1,000 ㎡以上のもの	高さ 5mを超えるもの又は区域面積 5,000 ㎡以上のもの	
(3)都市計画法で規定する開発行為 [景観法第 16 条第 3 項]		区域面積 10,000 ㎡を超えるもの	—	

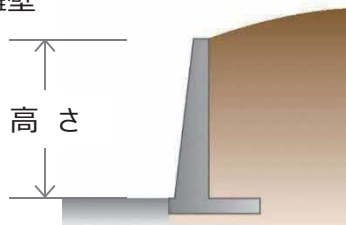
《届出対象行為施設イメージ》

【 建築物 】

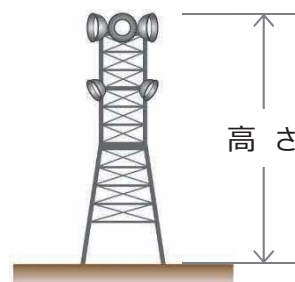


【 工作物 】

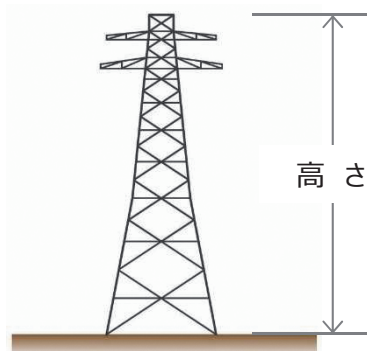
● 擁壁



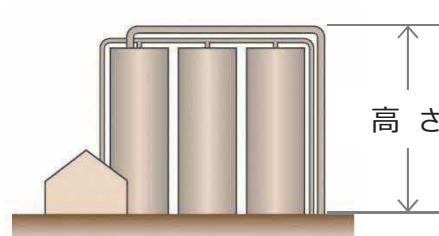
● 電波塔



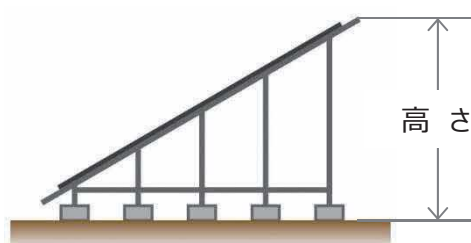
● 鉄塔（電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）



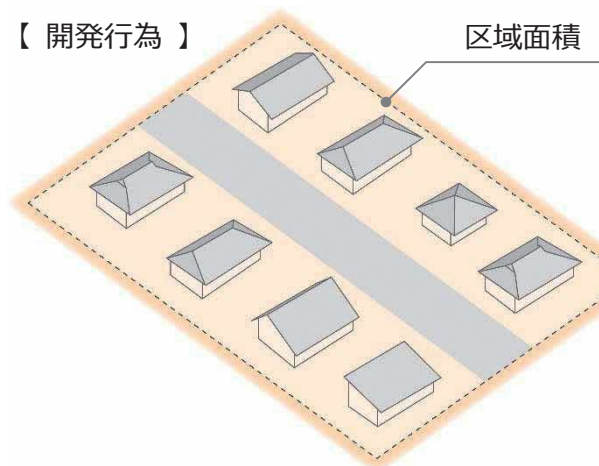
● プラント



● 太陽光発電施設



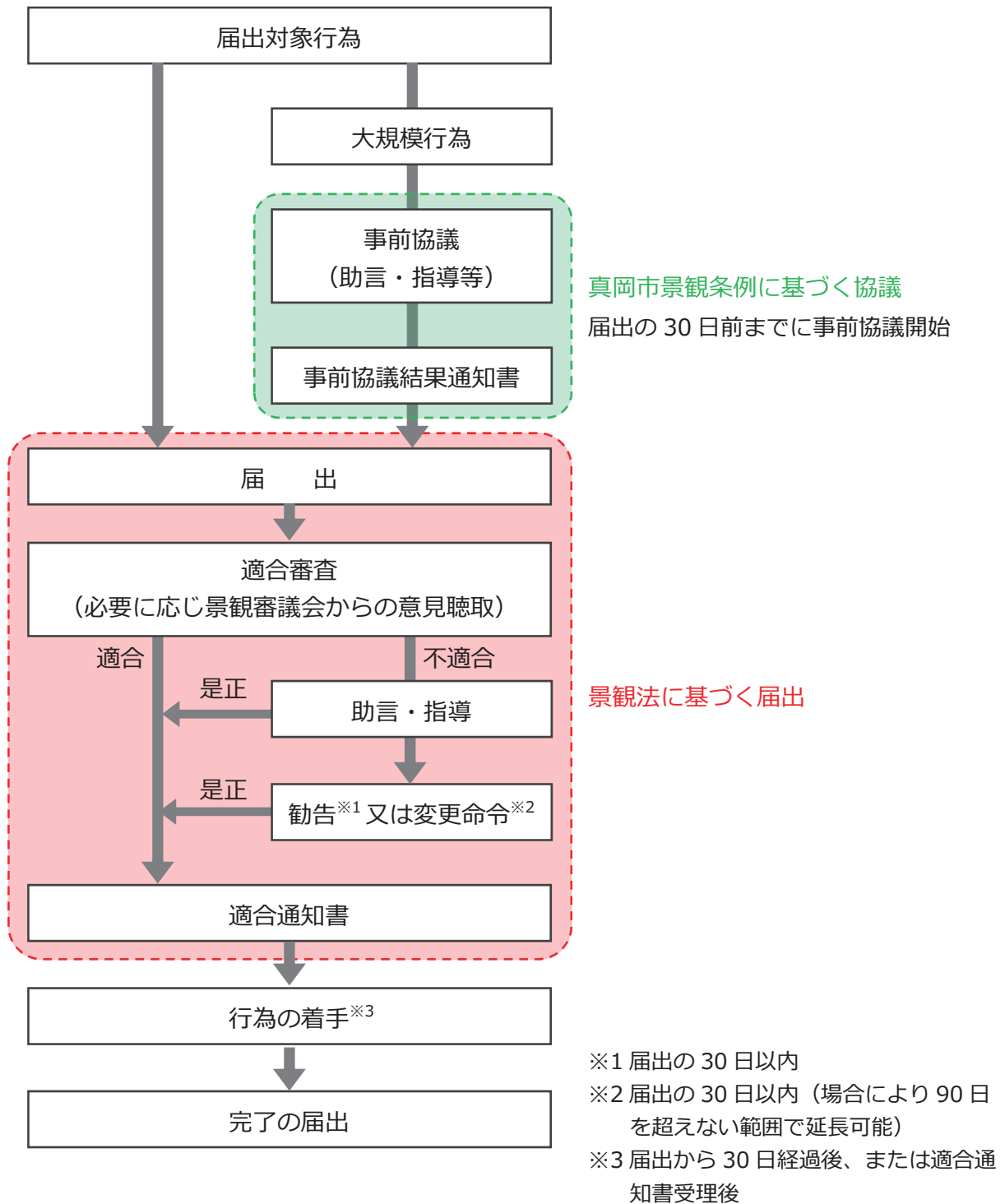
【 開発行為 】



2 届出の流れについて

事前協議や行為届出等の手続きの流れは、以下のとおりです。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



景観形成基準

1 景観形成基準について

景観形成に関わる建築物の建築や工作物の建設、開発行為については、各ゾーン区分に応じた景観形成基準を定めています。

(1) 共通事項

区 分	景観形成基準
共通事項	● 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。 ● 景観法（平成 16 年法律第 110 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。 ● 見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。

(2) 建築物

区 分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中 心 市街地	市街地	工業地	田園	自然
位置 及 び 規 模	● 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	□	□	□	□	□
	● 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	—	—	—	□	□
	● 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。	□	□	□	□	□
	● 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。	□	□	□	※	※
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○
	● 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※	※	※

区分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中心市街地	市街地	工業地	田園	自然
形態及び意匠	● 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
	● 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
	● 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
色彩	● 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。	○	○	○	○	○
	● 地域の特性に配慮した色彩とすること。	○	○	○	○	○
材料	● 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	□	□	□	□	□
	● 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	○	○	○	○	○
敷地の緑化	● 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	□	□	○	○	○
	● 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	○	○	○	○	○
	● 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	○	○	○	○	○

区分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中心市街地	市街地	工業地	田園	自然
その他	● 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。	○	○	○	○	○
	● 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	□	□	□	□	□
	● 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。	□	□	□	□	□
	● 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	● 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	□	□	□	□	□

○：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る項目

□：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る努力をする項目

※：より良い景観づくりのために配慮する項目

(3) 工作物

区分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中心市街地	市街地	工業地	田園	自然
位置及び規模	● 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	□	□	□	□	□
	● 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	—	—	—	□	□
	● 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。	□	□	□	□	□
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○
	● 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※	※	※
形態及び意匠	● 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
	● 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
色彩	● 地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。	○	○	○	○	○
材料	● 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	□	□	□	□	□
	● 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	○	○	○	○	○

区 分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中 心 市街地	市街地	工業地	田園	自然
敷 地 の 緑 化	● 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	□	□	○	○	○
	● 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	○	○	○	○	○
	● 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	○	○	○	○	○
そ の 他	● 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	□	□	□	□	□
	● 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。	□	□	□	□	□
	● 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	● 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	□	□	□	□	□
	● 太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること。	○	○	○	○	○

○：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る項目

□：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る努力をする項目

※：より良い景観づくりのために配慮する項目

(4) 開発行為

区分	景観形成基準	ゾーン区分				
		中心市街地	市街地	工業地	田園	自然
土地の形状及び緑化	● 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。	○	○	○	○	○
	● のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。	○	○	○	○	○
	● 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	○	○	○	○	○
その他	● 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	○	○	○	○	○

○：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る項目

□：良好な景観づくりのために景観形成基準を守る努力をする項目

※：より良い景観づくりのために配慮する項目

2 ゾーン区分について

「中心市街地景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」「工業地景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「自然景観ゾーン」の具体的な区域は、以下のとおりです。

ゾーン区分	区 域
中心市街地景観ゾーン	多様な都市機能や多数の歴史・文化的景観資源が集約している真岡駅周辺や久下田駅周辺の地域 ※商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域のほか、市が必要と認めた区域
市 街 地 景 観 ゾ ー ン	中心市街地景観ゾーン及び工業地景観ゾーンを除く市街化区域のほか、高田新町地区
工 業 地 景 観 ゾ ー ン	工業専用地域のほか、大和田産業団地、真岡商工タウン
田 園 景 観 ゾ ー ン 自 然 景 観 ゾ ー ン	中心市街地景観ゾーン、市街地景観ゾーン、工業地景観ゾーンを除く区域

3 色彩について

色彩は、景観を構成する重要な要素のひとつであり、特に周辺との調和を図る必要があるため、色彩の基本的な考え方や、ゾーン区分ごとの色彩の推奨範囲は次頁のとおりとします。

中心市街地景観ゾーンにおいては、「日本一のいちごのまち」という真岡市らしさを活かし、シティードレッシングなどのシティプロモーションやブランド力の向上、街の賑わいの創出に向けて、色彩の推奨範囲を広く設定します。

（そのほかのゾーンにおいても、シティプロモーションやブランド力の向上に向けた取組に関してはご相談ください。）

色彩の表示方法について

色彩は一般的に「あか」「あお」といった色名で表現されますが、これらの色名での表現では、それぞれ個人の感覚や感性により、色名のイメージに差があり曖昧な表現です。色彩に配慮しながら良好な景観を形成していくためには、このあいまいさをなくし、色彩を客観的に表現する必要があります。

このようなことから、色彩の表記は日本産業規格(JIS)に採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用し、あいまいさをなくし客観的に判断できるようにしています。

マンセル表色系は色彩を、「色相」、「明度」、「彩度」の組み合わせで表記します。

色 相 〔いろあい〕 Hue	赤 (R) 黄 (Y) 緑 (G) 青 (B) 紫 (P) の 5 色と、それぞれの中間色、黄赤 (YR) 黄緑 (GY) 青緑 (BG) 青紫 (PB) 赤紫 (RP) の 5 色、合計 10 色を基本色とし、その度合いを示す 1～10 の数値の組み合わせで表します。
明 度 〔あかるさ〕 Value	暗い色彩ほど数値が小さく、明るい色彩ほど数値が大きくなります。0～10 の数値で表します。
彩 度 〔あざやかさ〕 Chroma	くすむ色彩ほど数値が小さく、鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。黒・白・グレー等の無彩色は彩度 N(0) となり、N(0)～14 の数値で表します。

表記(例) :  色相 5R 明度 6 / 彩度 4
(読み方: 5 あーる 6 の 4)

 N 4
(読み方: えぬ 4)
※ 無彩色 (黒白等) は、N(0) で表す。

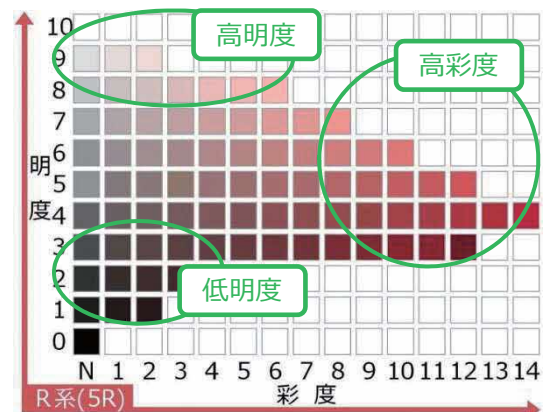
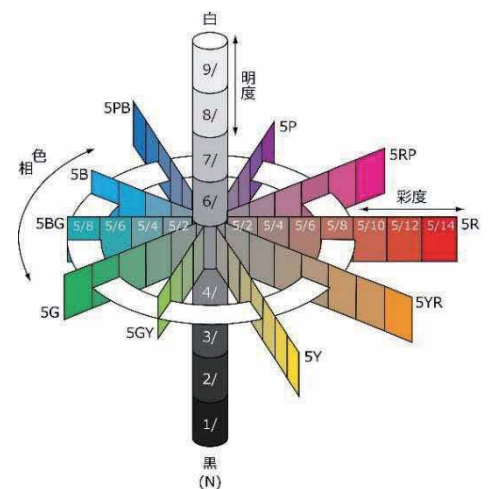
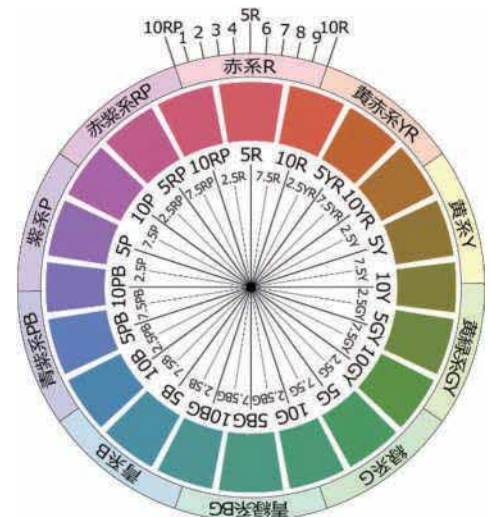
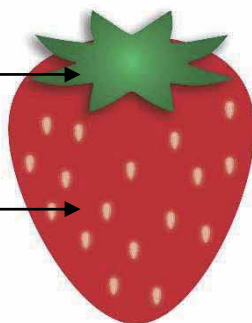
【 い ち ご 】

さんじー よん の はち

3G 4 / 8
色相 明度 彩度

ろくあーる よん の じゅうよん

6R 4 / 14
色相 明度 彩度



高彩度 彩度の高い色彩は、街並みの中では調和せずに浮いてしまいます。色みが強いので、自然の中では、樹木などの緑よりも目立ってしまいます。

高明度 明度の高い色彩は、漆喰壁などとして古くから使われていますが、白っぽいので、自然の中では樹木等の緑との対比が大きく、存在感が際立ってしまいます。

低明度 明度の低い色彩は、街並みの中では重い印象をあたえることもあります。

調和した色彩選定の基本的な考え方

● 背景となる色彩を把握しましょう

色彩を周辺の景観と調和を図るためには、「歴史的」「近代的」等の市街地景観や「山並み」「田園」等の自然景観を踏まえ、その背景となる景観の色彩を把握し、地域との調和を考えて、使用する色彩を選定することが大切です。

中心市街地景観ゾーンや市街地景観ゾーン、工業地景観ゾーンでは、歩道や公園などが主な視点場であり、目に映る範囲は周囲の建築物等が中心となり、背景景観も同様に周囲の建築物等が大部分となります。背景景観との距離は近く、近い景色（近景）の色彩に配慮し調和する必要があります。

田園景観ゾーンにおいても、歩道や公園などが主な視点場であり、目に映る範囲は集落の建築物や屋敷林、田園等が中心となり、背景景観は、近接する集落や平地林等が中心となります。背景景観との距離は、近景よりも少し遠い景色（中景）に配慮し調和する必要があり、場所によっては山並みなどの遠くの景色（遠景）にも配慮し調和を心掛ける必要があります。

自然景観ゾーンへの眺望や山並みを望見しようとする場合は、視対象が広大であることから必然的に離れた場所になり、その広大な山並みや河川並びに丘陵地等の自然景観となります。背景景観との距離は遠く、遠い景色（遠景）に配慮し調和する必要があります。

近景との調和

- 周辺公共施設や隣接する建築物や工作物、街並みの中での連続性にも配慮し近景との調和を図ります。



中景との調和

- 少し離れた公共施設や隣接する建築物や工作物、近接する平地林、場所により山並みなどの遠景と調和を図ります。



遠景との調和

- 遠くの山並み、河川、緑地、遊水池等の自然と調和を図ります。



● 周辺の建物との色彩調和を考えましょう

景観づくりにおける色彩調和の考え方は、「類似色調和」「色相調和」「トーン調和」の3つの手法があります。背景景観との全体的な調和に配慮しながら、これらの色彩調和の手法を踏まえて、色彩を考えましょう。



隣接する建物の色彩への配慮に欠ける街並み



配慮

類似色調和（類似の色彩で揃えます）



色相調和（同一の色相で揃えます）



トーン調和（同一の明度・彩度で揃えます）



● 配色を考えましょう

建築物等の外観に用いる色彩の効果や面積により、基調色（ベースカラー）と強調色（アクセントカラー）に区別して考えましょう。

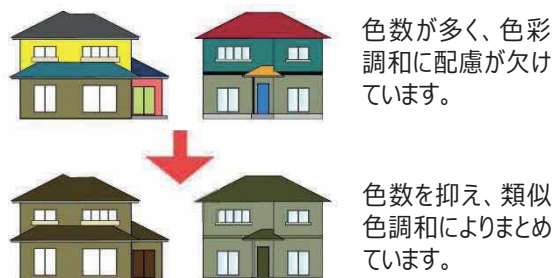
基調色 (ベースカラー)	建築物等の基調となる色彩で、建築物等の全体イメージを表す色彩です。	基調色は街並みや風景に与える影響が大きいため、周囲と調和した色彩とします。 <u>2色以上の色彩をほぼ同じ割合で使用する場合は、全て基調色と考えます。</u>
強調色 (アクセントカラー)	建築物等の一部に用いて配色全体を引き締め、彩りを与える色彩です。	強調色は色彩の制限はありませんが、過度なデザイン表現とならないよう注意する必要があります。 建築物全体に占める強調色の割合は、 <u>中心市街地ゾーンでは建築物等の見付面積※の20%まで、そのほかのゾーンでは10%までとします。</u>

※ 建築物等の各面の垂直投影面積（屋根・外壁・窓ガラス面を含む）

● 複数の色彩の調和に配慮しましょう

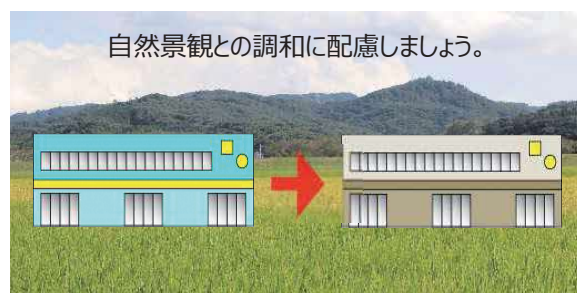
建築物等の外観に使用する色彩の数が多くなると、単体でもまとまりがない印象になります。

複数の色彩を使用する場合は、周辺の建物との調和と同様に、類似色や同一の色相、同一のトーンに揃えるなど、色彩調和に配慮しましょう。



● 自然との調和に配慮しましょう

背景となる空や山並み、田園等の自然の色彩に調和する色彩を選定しましょう。さらに、原色などの彩度が高く鮮やかな色彩、明度が高く明るい色彩は、背景となる自然景観との調和を乱すため、なるべく使用しないようにしましょう。



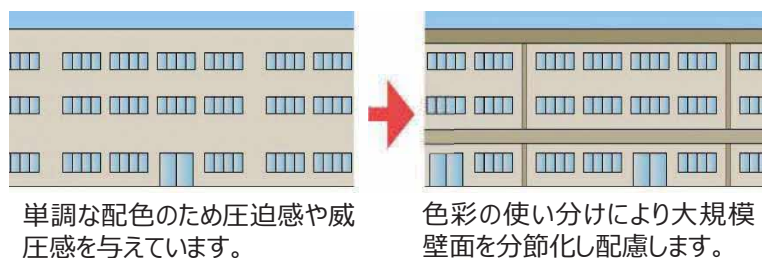
● 慣れ親しんだ色彩を活かしましょう

伝統的な建材や素材を使って建てられている場合や固有の色調を持っている美しい街並みが残されている場合には、伝統的に使われている自然素材等の慣れ親しんだ色彩を活かしましょう。

なお、着色していない木材、土壁、石材等の自然素材によって仕上げられる部分は、自然素材の色彩を活かしましょう。

● 大きな壁面は単調になるので工夫しましょう

大規模な建築物の壁面は広くなるので、単調な配色になると圧迫感や威圧感を周囲に与えるため、建物の部位によって色彩を使い分けなどの工夫により壁面を分節化し、街並みに変化をつけましょう。



建築物等における
色彩の推奨範囲

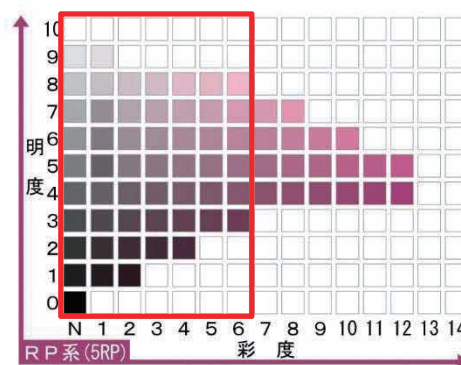
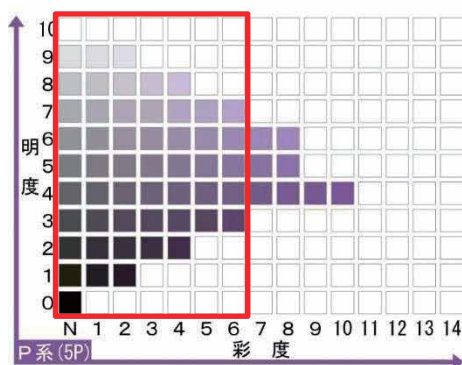
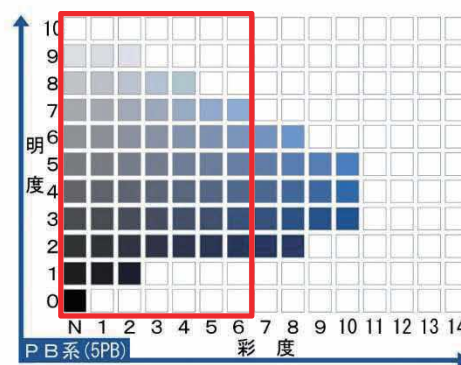
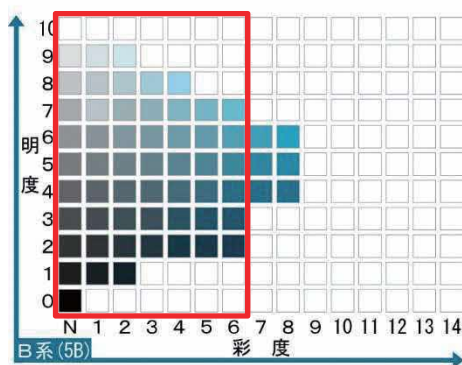
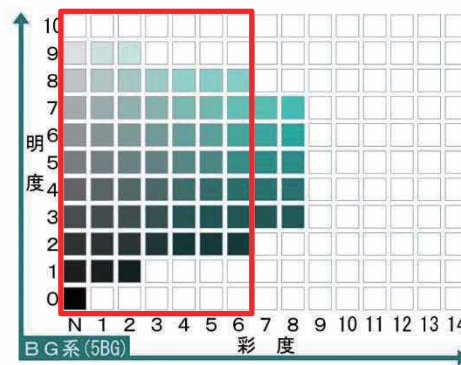
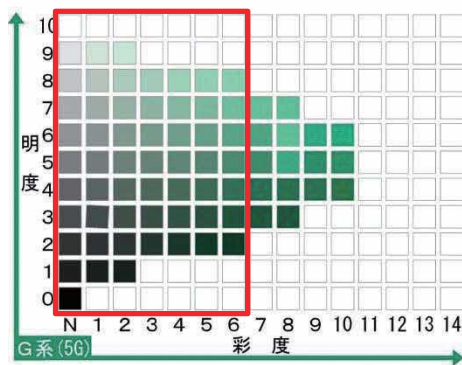
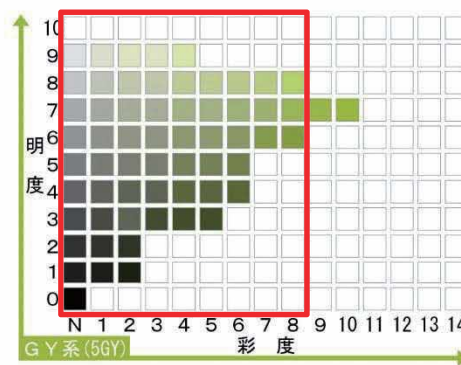
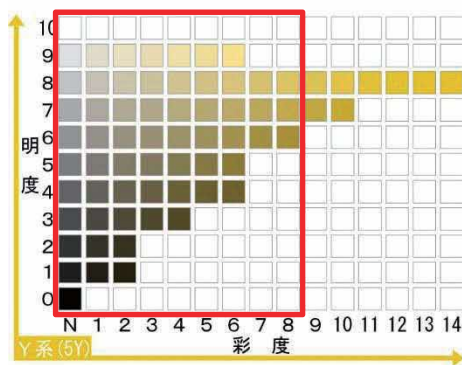
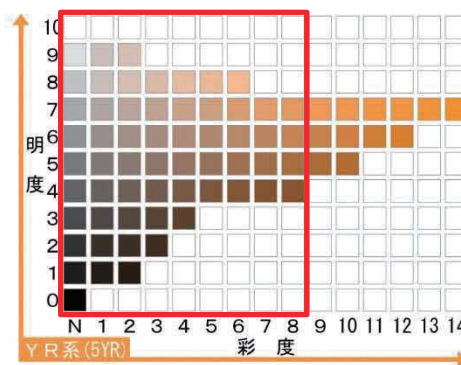
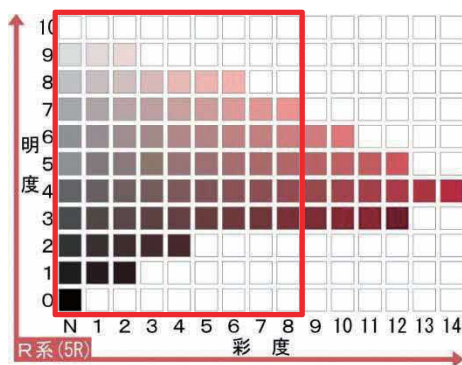
中心市街地景観ゾーン

推奨範囲	
色相	R～GY
明度	9 以下
彩度	8 以下
色相	G～RP
明度	9 以下
彩度	6 以下
色相	無彩色
明度	10 以下

基調色推奨範囲

強調色の全体面積に
占める割合:20%まで

※印刷のため実際の
色とは異なります
ので、マンセル値を
参照してください。



建築物等における
色彩の推奨範囲

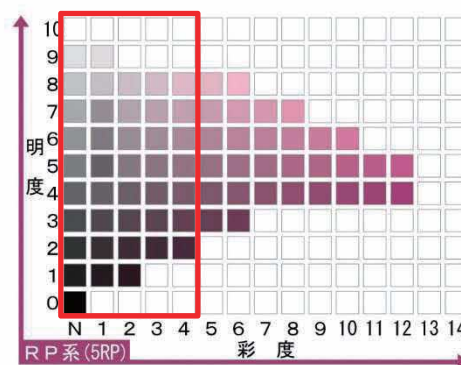
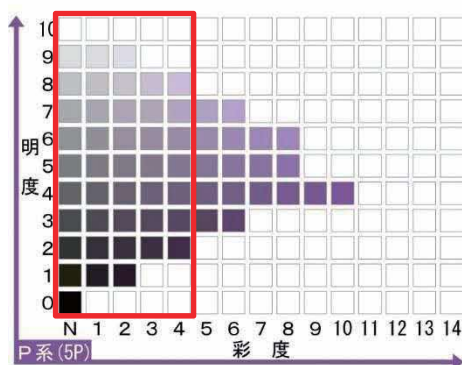
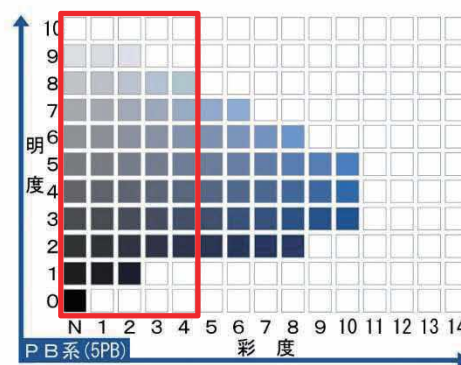
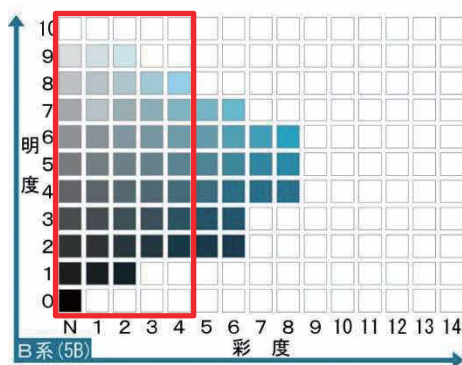
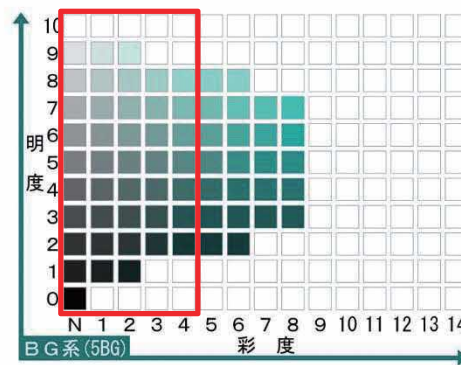
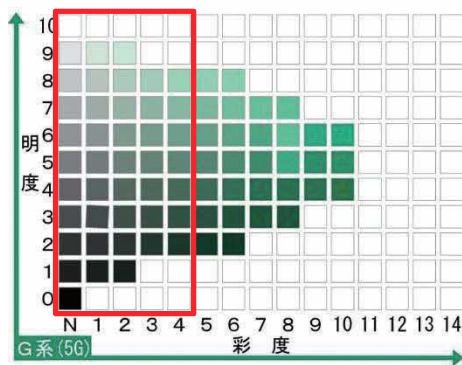
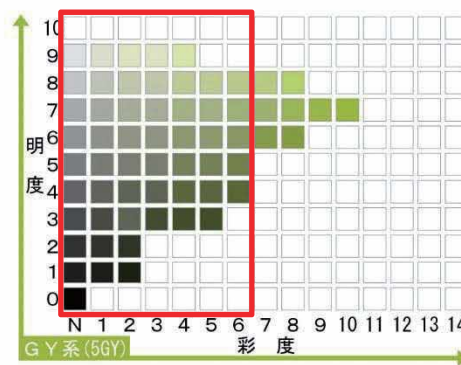
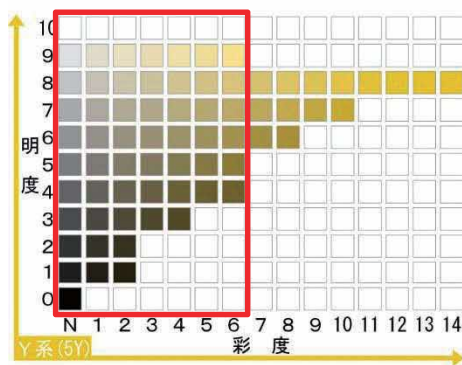
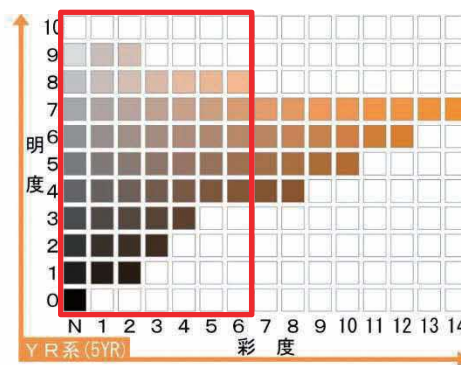
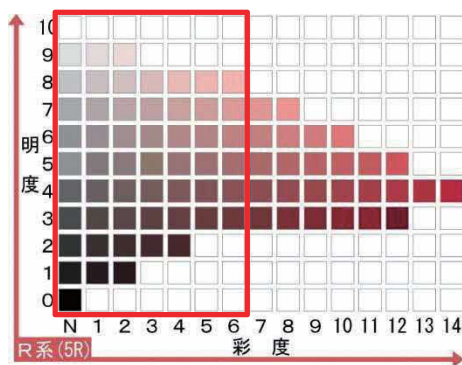
市街地景観ゾーン

推奨範囲	
色相	R～GY
明度	9 以下
彩度	6 以下
色相	G～RP
明度	9 以下
彩度	4 以下
色相	無彩色
明度	10 以下

基調色推奨範囲

強調色の全体面積に
占める割合:10%まで

※印刷のため実際の
色とは異なります
ので、マンセル値を
参照してください。



建築物等における
色彩の推奨範囲

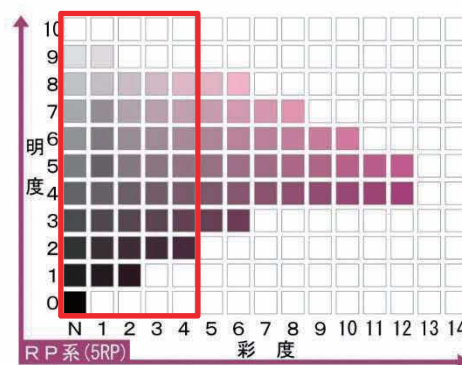
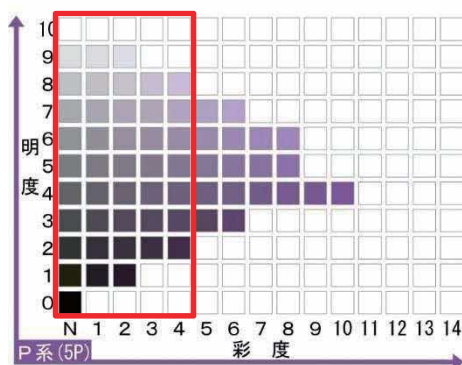
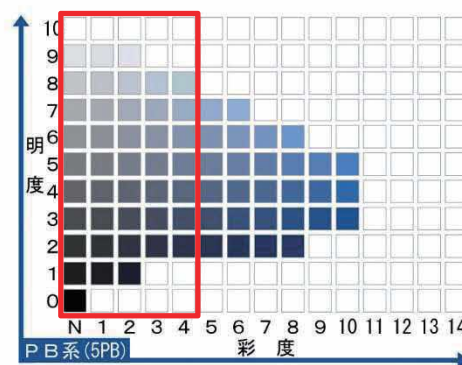
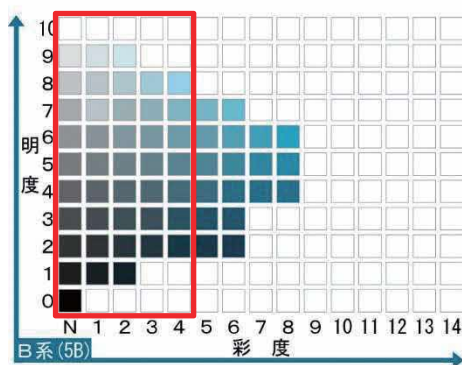
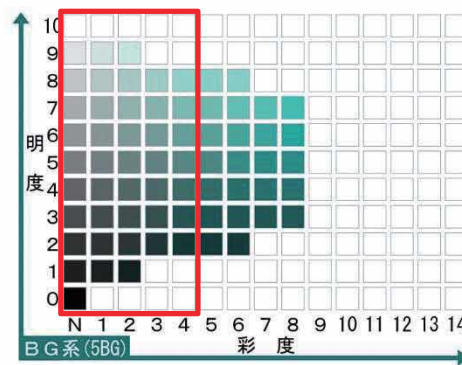
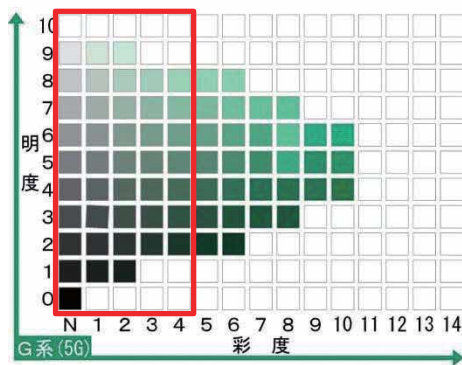
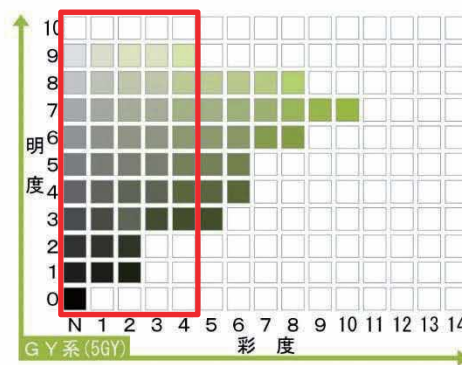
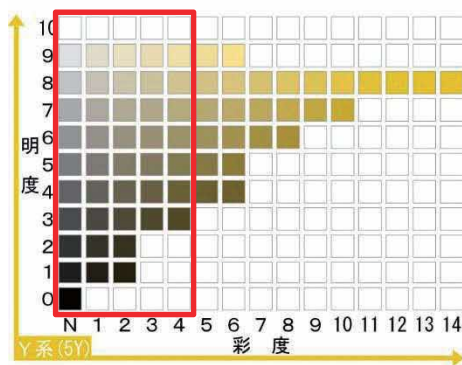
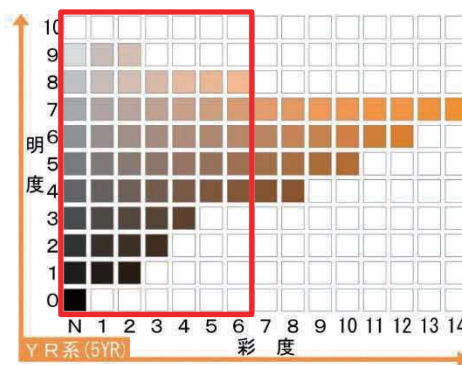
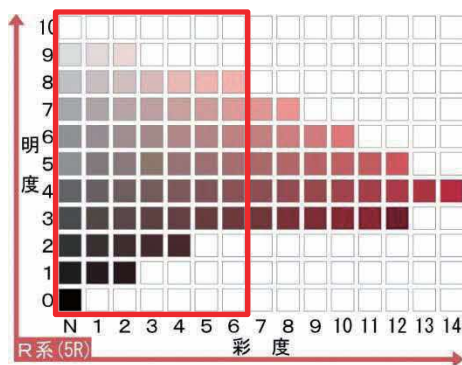
工業地景観ゾーン

推奨範囲	
色相	R、YR
明度	9 以下
彩度	6 以下
色相	Y～RP
明度	9 以下
彩度	4 以下
色相	無彩色
明度	10 以下

基調色推奨範囲

強調色の全体面積に
占める割合:10%まで

※印刷のため実際の
色とは異なります
ので、マンセル値を
参照してください。



建築物等における
色彩の推奨範囲

田園景観ゾーン

自然景観ゾーン

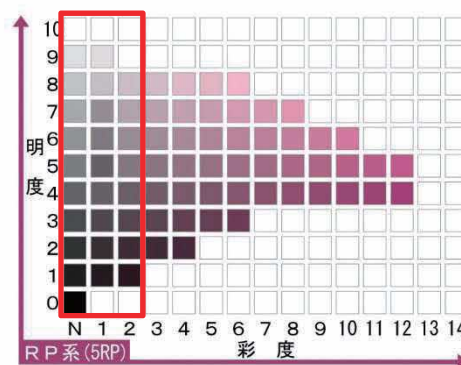
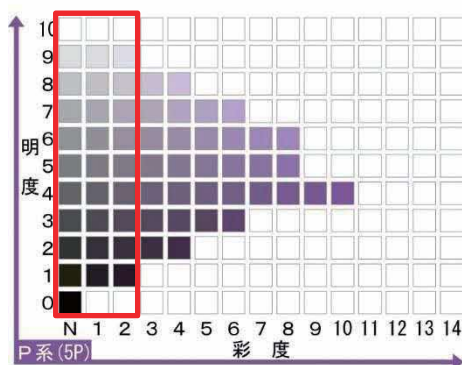
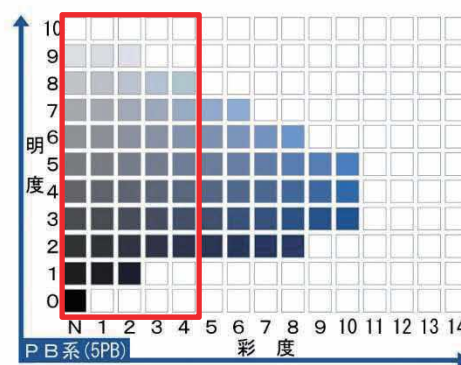
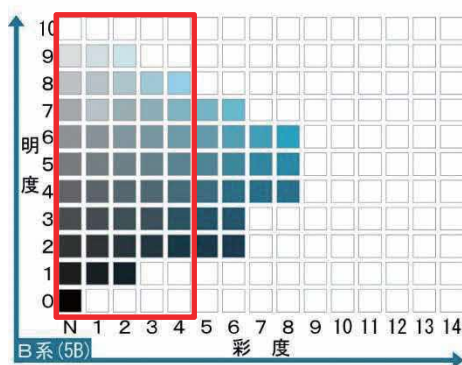
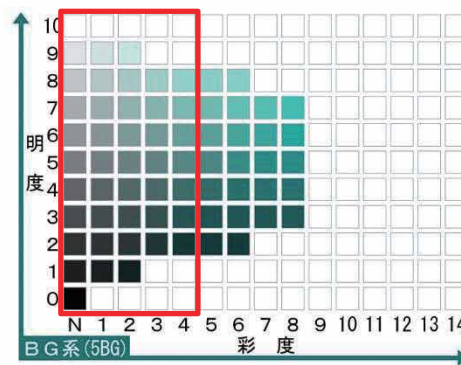
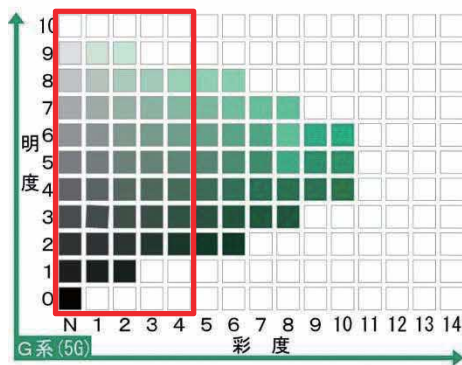
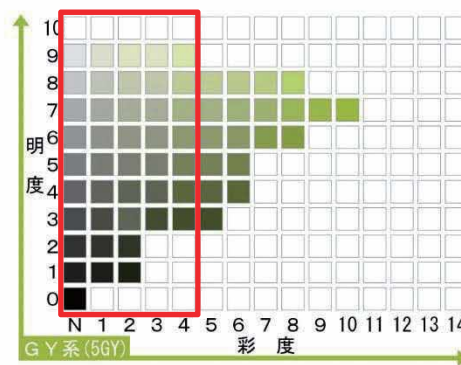
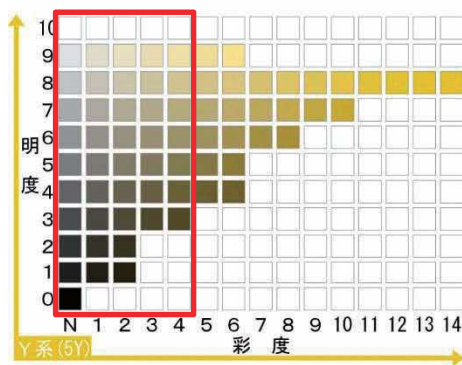
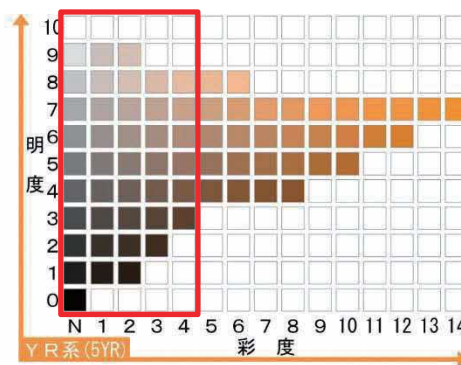
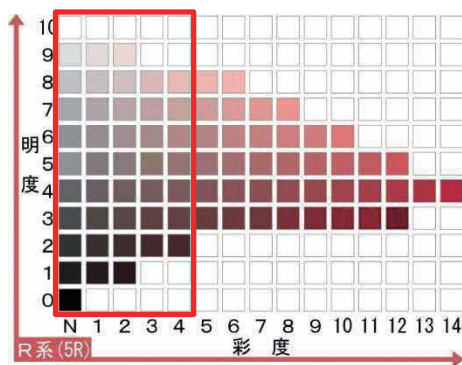
推奨範囲

色相	R～PB
明度	9 以下
彩度	4 以下
色相	P、RP
明度	9 以下
彩度	2 以下
色相	無彩色
明度	10 以下

基調色推奨範囲

強調色の全体面積に
占める割合:10%まで

※印刷のため実際の
色とは異なります
ので、マンセル値を
参照してください。



4 景観形成基準の解説について

届出対象行為については、建築基準法や都市計画法等の他法令の規定を遵守するとともに、本計画に定める景観形成基準に適合する必要があります。

本計画の景観形成基準の具体的な運用基準は以下のとおりです。

(1) 共通事項

【景観形成基準】 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること
【考え方】 地域固有の街並みや自然、色彩などといった景観の基調と調和を図っていくことが望まれます。
【景観形成基準】 景観法（平成 16 年法律第 110 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること
【考え方】 関係法令や、栃木県、真岡市の総合的な景観施策との整合に努め、効果的な景観まちづくりに寄与していくことが望まれます。
【景観形成基準】 見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること
【考え方】 意識的に「視点場」を想定し、視点場の環境を整えるとともに、視対象となる大規模行為とその背景との一体的な景観づくりを進めることが望まれます。

(2) 建築物

● 位置及び規模

【景観形成基準】 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること
【考え方】 大規模建築物の建築にあたっては、主要な視点場からの眺望を十分調査し、良好な眺望を阻害しない位置、規模の検討を行うことが望まれます。 【配慮事項】 ・自然景観の中においては、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討します。 ・市街地では道路、公園、広場等を視点場とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討します。 ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。

【景観形成基準】 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること
【考え方】 視点場を意識したうえで、建築物の位置や規模を工夫し、山なみのつくる自然の連続性をもった稜線を遮ることがないよう検討を行うことが望まれます。 【配慮事項】 ・長大な幅や壁面を有する建築物は、位置の工夫や周辺の樹木を残すなど、山なみの稜線を分断しないように配慮します。
【景観形成基準】 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること
【考え方】 歩行者の行き交う道路や河川等の公共空間に接する部分には、できる限り空間を確保することや、上空への開放感を創出する工夫をすることが望まれます。 【配慮事項】 ・道路境界線、隣地境界線から建築物までの距離をとり、ゆとりを確保します。 ・接道部分の緑化などにより歩行者空間との一体化に配慮します。
【景観形成基準】 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること
【考え方】 周囲の土地利用状況を勘案しながら、敷地内にできる限り空地を確保することが望まれます。 【配慮事項】 ・敷地内は建築面積の割合を抑え、空地を確保し、緑化修景等に活用可能となるよう配慮します。 ・敷地境界から一定の幅をもった空地や緑地帯を確保します。 ・周囲の樹林等との連続性に配慮した緑化が可能になるように空地を配置するよう配慮します。

【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること

【考え方】

街並みの連続性が途切れたり、歴史や文化を伝える景観が阻害されたりすることがないように、建築物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・歴史的建造物等がつくる街並みに対し、建築物の軒や開口部の高さ、壁面線の位置、色調を揃えるなど、連続性を維持、創出します。
- ・歴史的景観資源の周辺にゆとり空間等を確保したり、調和する色調とするなど、歴史的雰囲気大切にします。
- ・歴史的な建造物等からおおむね 100mを対象とします。

【景観形成基準】

水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること

【考え方】

潤い、広がり、美しさをもった水辺の景観を保全、創出する建築物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・水辺から距離をとるなど、水辺沿いの景観に調和するよう配慮します。
- ・水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図ります。
- ・水際線からおおむね 100mを対象とします。

● 形態及び意匠**【景観形成基準】**

建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること

【考え方】

形態や意匠が統一された基調を創出し、一体性の保たれた街並みの形成に寄与することが望まれます。

【配慮事項】

- ・複数の建築物を建築する場合は、一体的でまとまりのある景観に配慮します。
- ・複合的な建築物や増改築の場合も、基調となる意匠を踏襲するなど、建築物の一体的な形態と意匠に配慮します。

【景観形成基準】 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること
【考え方】 形態や意匠を構成する屋根形状、窓、ベランダ、バルコニーなどといった要素を、まとまりのある一つの建築物として一体的に計画するとともに、背景となる周囲の景観や街並みがつくる基調とも調和させることが望めます。 【配慮事項】 ・街並みと調和するよう屋根の形状、窓、ベランダ、バルコニーの壁面デザインなどに配慮します。 ・自然景観の中では、背景となる平地林や山なみと調和する形態や、自然と違和感が生じない意匠に配慮します。
【景観形成基準】 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること
【考え方】 歩行者等を考慮した形態や親しまれる意匠を施すなど、安心感や居心地の良さを与える建築物の形態や意匠を検討することが望めます。 【配慮事項】 ・開口部を道路や河川等の公共空間に向けるよう配慮します。 ・外壁などの意匠は、街に開かれ、親しまれる工夫を図ります。
【景観形成基準】 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること
【考え方】 伝統的な形態や意匠を継承し、歴史的景観と調和するよう努めることが望めます。 【配慮事項】 ・屋根形状や屋根勾配等による連続性に配慮します。 ・歴史的背景や地域特性を十分理解し、その継承に努めます。 ・歴史的な建造物等からおおむね 100mを対象とします。

● 材料

【景観形成基準】

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること

【考え方】

地域に親しまれてきた自然の材料や伝統的材料を用いて、積極的に景観づくりに活かしていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮します。
- ・自然景観の中では、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲との違和感のない景観とするよう配慮します。
- ・周辺の街並みにない新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮します。

【景観形成基準】

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること

【考え方】

汚れや老朽化が目立たず、年月を経て風格の増すような材料を、必要に応じて外装材に使用し、地域になじむ景観形成に寄与していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・耐久性に優れ、メンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮します。
- ・汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入に配慮します。

● 敷地の緑化

【景観形成基準】

敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること

【考え方】

建築物と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内には可能な限り緑化していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・建築物から受ける圧迫感等を和らげるよう緑化に配慮します。
- ・四季の変化が感じられる樹種を計画的に配置するよう配慮します。

【景観形成基準】

緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること

【考え方】

敷地内に既存の樹木がある場合には、地域の歴史継承や街並みに対する潤いを維持する考えに立って、建築物の計画、設計の段階から保全あるいは移植を検討し、緑化修景等に役立てることが望まれます。

【配慮事項】

・大木等のランドマーク性に配慮し、これを活かすよう建築物の位置や規模を工夫します。

【景観形成基準】

樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること

【考え方】

地域における植生などを十分把握し、地域で親しまれる樹種などを選定することで、地域特性を尊重した景観づくりを進めていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・建築物との調和や周辺緑地との一体性等に配慮します。
- ・周囲の樹林地など、それらの在来種との調和を図ります。
- ・管理しやすい樹種を選定するよう配慮します。

● その他

【景観形成基準】

敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること

【考え方】

可能な限り緑化を図ることや、地形や敷地形状を活かすなどのさまざまな変化を付けることで、周辺の街並みとの調和やバランスを確保していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・緑化スペースの確保、駐車スペースの配置などを検討します。
- ・駐車場の周囲は緑化を行い、周囲の自然との調和や街並みに潤いを与えるよう配慮します。
- ・緑化スペースが確保できない場合であっても、フェンスや外壁における壁面緑化や生垣を検討するなど、積極的な緑化に努めます。

【景観形成基準】

屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること

【考え方】

屋外照明の導入にあたり、照明方法や光源のタイプ、光量などは、周囲への影響を十分考慮し、落ち着いた夜間景観を演出するような配慮が望まれます。

【配慮事項】

- ・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮します。
- ・建物内部から漏れる明かりと屋外照明との一体的な照明環境に配慮します。

【景観形成基準】

工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること

【考え方】

工事期間中はできる限り景観的配慮に努め、工事囲いにより遮へいするとともに、グラフィックを施すなどの不安感等を和らげる工夫や、プランターなどによる緑化などに努めることが望まれます。

【配慮事項】

- ・工事用囲いにイラストや写真などのグラフィックを用いて、周囲の景観への違和感の軽減を図ります。
- ・自然景観の中では、緑化による遮へいを検討します。

【景観形成基準】

建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること

【考え方】

屋外広告物法を遵守したうえで、さらに景観づくりにおける視点からも、街並みや背景となる自然などに対し、ふさわしいデザインとすることが望まれます。

【配慮事項】

- ・広告物の形状や表示方法は、附帯する建築物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮します。
- ・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間の賑わいに寄与するよう配慮します。

【景観形成基準】

建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること

【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないように、遮へいや緑化などの調和を図る工夫が望めます。

【配慮事項】

- ・跡地の緑化や塀の設置など、周囲の景観との不調和が起きないように配慮します。
- ・自然景観の中では、周囲の農村景観や平地林、山なみと調和するため緑化などに配慮します。
- ・跡地への不法投棄などが発生しないよう、維持管理を十分行います。

(3) 工作物

● 位置及び規模

【景観形成基準】

地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること

【考え方】

大規模工作物の建設にあたっては、主要な視点場からの眺望を十分調査し、良好な眺望を阻害しない位置、規模の検討を行うことが望めます。

【配慮事項】

- ・自然景観の中には、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討します。
- ・市街地では道路、公園、広場等を視点場とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討します。
- ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。

【景観形成基準】

山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること

【考え方】

視点場を意識したうえで、工作物の位置や規模を工夫し、山なみのつくる自然の連続性をもった稜線を遮ることがないよう検討を行うことが望めます。

【配慮事項】

- ・長大な幅や壁面を有する工作物は、位置の工夫や周辺の樹木を残すなど、山なみの稜線を分断しないように配慮します。

【景観形成基準】

道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること

【考え方】

歩行者の行き交う道路や河川等の公共空間に接する部分には、できる限り空間を確保することや、上空への開放感を創出する工夫をすることが望まれます。

【配慮事項】

- ・後退距離を確保するとともに、接道部分の緑化や敷地における歩行者空間との一体化に配慮します。

【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること

【考え方】

街並みの連続性が途切れたり、歴史や文化を伝える景観が阻害されたりすることがないよう、工作物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・道路等の公共空間から離し、周囲の景観と不調和にならないように配慮します。
- ・歴史的建造物等がつくる街並みの連続性に併せた位置や規模に配慮するとともに、これに調和した色調にするなど、歴史的雰囲気大切にします。
- ・歴史的な建造物等からおおむね 100mを対象とします。

【景観形成基準】

水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること

【考え方】

潤い、広がり、美しさをもった水辺の景観を保全、創出する工作物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・水辺から距離をとるなど、水辺沿いの景観に調和するよう配慮します。
- ・水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図ります。
- ・水際線からおおむね 100mを対象とします。

● 形態及び意匠

【景観形成基準】

周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること

【考え方】

工作物の付属する装置など、形態を構成する要素を、まとまりのある工作物として一体的に計画するとともに、背景となる周囲の景観や街並みがつくる基調とも調和させることが望まれます。

【配慮事項】

- ・街並みと調和するよう工作物の形態に配慮します。
- ・自然景観の中では、背景となる平地林や山なみと調和する形態や、自然と違和感が生じない意匠に配慮します。

【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること

【考え方】

伝統的な形態や意匠を継承し、歴史的景観と調和するよう努めることが望まれます。

【配慮事項】

- ・歴史的背景や地域特性を十分理解し、その継承に努めます。
- ・歴史的な建造物等からおおむね 100mを対象とします。

● 材料

【景観形成基準】

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること

【考え方】

地域に親しまれてきた自然の材料や伝統的材料を用いて、積極的に景観づくりに活かしていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮します。
- ・自然景観の中では、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲との違和感のない景観とするよう配慮します。
- ・周辺の街並みにない新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮します。

【景観形成基準】

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること

【考え方】

汚れや老朽化が目立たず、年月を経て風格の増すような材料を、必要に応じて外装材に使用し、地域になじむ景観形成に寄与していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・耐久性に優れ、メンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮します。
- ・汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入に配慮します。

● 敷地の緑化**【景観形成基準】**

敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること

【考え方】

工作物と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内には可能な限り緑化していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・工作物から受ける圧迫感等を和らげるよう緑化に配慮します。

【景観形成基準】

緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること

【考え方】

敷地内に既存の樹木がある場合には、地域の歴史継承や街並みに対する潤いを維持する考えに立って、工作物の計画、設計の段階から保全あるいは移植を検討し、緑化修景等に役立てることが望まれます。

【配慮事項】

- ・大木等のランドマーク性に配慮し、これを活かすよう工作物の位置や規模を工夫します。

【景観形成基準】

樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること

【考え方】

地域における植生などを十分把握し、地域で親しまれる樹種などを選定することで、地域特性を尊重した景観づくりを進めていくことが望めます。

【配慮事項】

- ・工作物との調和や周辺緑地との一体性等に配慮します。
- ・周囲の樹林地など、それらの在来種との調和を図ります。

● その他

【景観形成基準】

屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること

【考え方】

屋外照明の導入にあたり、照明方法や光源のタイプ、光量などは、周囲への影響を十分考慮し、落ち着いた夜間景観を演出するような配慮が望めます。

【配慮事項】

- ・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮します。

【景観形成基準】

工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること

【考え方】

工事期間中はできる限り景観的配慮に努め、工事囲いにより遮へいするとともに、グラフィックを施すなどの不安感等を和らげる工夫や、プランターなどによる緑化などに努めることが望めます。

【配慮事項】

- ・工事用囲いにイラストや写真などのグラフィックを用いて、周囲の景観への違和感の軽減を図ります。
- ・自然景観の中では、緑化による遮へいを検討します。

【景観形成基準】

工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること

【考え方】

基本的には屋外広告物法を遵守する必要がありますが、さらに景観づくりにおける視点からも、街並みや背景となる自然などに対し、ふさわしいデザインとすることが望まれます。

【配慮事項】

- ・広告物の形状や表示方法は、附帯する工作物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮します。
- ・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間の賑わいに寄与するよう配慮します。

【景観形成基準】

工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること

【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないように、遮へいや緑化などの調和を図る工夫が望まれます。

【配慮事項】

- ・跡地の緑化や塀の設置など、周囲の景観との不調和が起きないように配慮します。
- ・自然景観の中では、周囲の農村景観や平地林、山なみと調和する緑化を行うよう配慮します。
- ・跡地への不法投棄などが発生しないよう、管理を十分行います。

【景観形成基準】

太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること

【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないよう、可能な限り緑化などの調和を図る工夫が望まれます。また、周辺景観や環境への影響から、反射を抑制した素材を用いることが必要です。

【配慮事項】

- ・敷地外からの景観に配慮し、外周に生垣などの緑化を検討します。
- ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。
- ・パネル等については、反射を抑制した素材などの使用を検討します。
- ・土砂や雨水の流出等の周辺景観への配慮について事前に検討し、防止策を講じます。

(4) 開発行為

● 土地の形状及び緑化

【景観形成基準】

長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと

【考え方】

現況の地形を可能な限り活かして、長大なのり面や擁壁が極力生じない設計を心掛け、開発許可と十分な整合性を図ること。また、小刻みな区切りをつけるなど表情に変化をつける工夫をし、圧迫感を軽減したり、緑化ブロック、植樹帯の設置などにより、自然がつくる連続性を確保するなどの工夫が望まれます。

【配慮事項】

- ・のり面や擁壁は、緑化ブロックや表情の変化による工夫により、圧迫感の軽減に配慮します。
- ・大きなのり面や擁壁は分割し、圧迫感や威圧感を軽減するよう配慮します。

【景観形成基準】

のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること

【考え方】

できる限り緩い勾配ののり面を検討し、周辺の樹林における植生を十分把握したうえ、植樹や植栽密度等を確保し、将来的には自然の植生の復元を目指すことが望まれます。

【配慮事項】

- ・住宅地に隣接した場所などでは、緑化とともに花木等による積極的な修景を行うよう配慮します。

【景観形成基準】

土地の不整形な分割又は細分化は避けること

【考え方】

適切な敷地規模や敷地割を検討し、地区計画などのルールをあらかじめ定めることにより、敷地の不整形な分割、細分化は避ける必要があります。

【配慮事項】

- ・事業計画の段階から、適正な敷地規模、整形な敷地形状を確保するよう配慮します。

● その他

【景観形成基準】

優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること

【考え方】

地域の景観を特徴づける要素として尊重し、自然の保全の検討と修景に積極的に活用することによって、計画地周辺における改変前の面影を記憶に残すことが望まれます。

【配慮事項】

・優れた自然を積極的に保全し、活用するよう配慮します。